

平成28年第1回南島原市教育委員会定例会

日時 平成28年1月22日（金） 14時00分

場所 南有馬庁舎 2階会議室

議事日程

第1 開 会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

- ・議案第1号 南島原市社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- ・議案第2号 南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

第6 その他

- (1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について
- (2) 平成27年度卒業式及び平成28年度入学式について
- (3) 辞令交付式について
- (4) 次回教育委員会定例会の開催について
- (5) 教育委員会臨時会の開催について
- (6) その他

第7 閉 会

南島原市教育委員会定例会教育長報告

○平成27年12月の諸会議並びに諸行事

- 24日(木) 9:00 定期監査結果報告(西有家庁舎)
14:00 定例会教育委員会(南有馬庁舎)
- 28日(月) 15:00 市仕事納め式(西有家庁舎)
17:00 教育委員会仕事納め式(南有馬庁舎)
- 29日(火) 20:00 年末警戒巡視激励(有家町)
- 30日(水) 20:00 年末警戒巡視激励(加津佐町)

○平成28年1月の諸会議並びに諸行事

- 4日(月) 9:00 市仕事始め式(西有家庁舎)
9:30 江越大賀選手表敬訪問(西有家庁舎)
11:00 平成28年南島原市成人式(コレジヨホール)
17:00 教育委員会仕事始め式(南有馬庁舎)
- 5日(火) 9:30 消防出初式(コレジヨホール)
- 7日(木) 17:00 商工会新春賀詞交歓会(マーキーズ:旧ウェディング石川)
- 12日(火) 13:30 教頭研修会(コレジヨホール)
- 13日(水) 16:00 武蔵野美術大学大浦教授来庁(雲仙普賢岳噴火災害遺構発掘プロジェクト)(南有馬庁舎)
- 15日(金) 16:30 西有家小学校校章デザイン表彰式(カムス)
- 17日(日) 9:00 第10回島原半島空手道選手権大会(南有馬武道館)
13:00 平成27年度南島原市PTA連合会研究大会(コレジヨホール)
- 19日(火) 10:30 教育長人事ヒヤリング(長崎市)
- 20日(水) 11:00 時津町教育委員会訪問(適応指導教室つばさ視察)(市内)
- 21日(木) 9:00 部局長会議(西有家庁舎)
14:30 熊本大学所蔵歴史資料関係協議(熊本大学)
- 22日(金) 16:30 政策会議(西有家庁舎)

議案第 1 号

南島原市社会体育施設条例の一部を改正する条例について

提案理由

南島原市立小学校の統廃合並びに「南島原市立龍石小学校」の廃校に係る跡地活用計画に伴い、所用の改正を行うものである。

平成 2 8 年 1 月 2 2 日提出

南島原市教育委員会
委員長 坂上 三徳

南島原市社会体育施設条例の一部を改正する条例

南島原市社会体育施設条例（平成18年南島原市条例第87号）の一部を次のように改正する。

別表第1南島原市布津テニスコートの項の次に次のように加える。

南島原市布津第一体育館	南島原市布津町甲400番地
南島原市布津第二体育館	南島原市布津町丙825番地1

別表第1中

「

南島原市飯野小学校屋外運動場夜間照明施設	南島原市布津町丙2365番地
南島原市布津小学校第一分校屋外運動場夜間照明施設	南島原市布津町甲381番地1
南島原市布津小学校第二分校屋外運動場夜間照明施設	南島原市布津町丙825番地1

」

を

「

南島原市飯野小学校屋外運動場夜間照明施設	南島原市布津町丙2365番地
----------------------	----------------

」

に改め、同表南島原市有家中学校屋外運動場夜間照明施設の項の次に次のように加える。

南島原市西有家慈恩寺体育館	南島原市西有家町慈恩寺1366番地1
南島原市西有家見岳体育館	南島原市西有家町見岳1120番地1
南島原市西有家長野体育館	南島原市西有家町長野1832番地1

別表第1中

「

南島原市西有家B & G海洋センター	体育館	南島原市西有家町龍石788番地97
	プール	
南島原市西有家見岳プール		南島原市西有家町見岳1101番地1

」

を

「

南島原市西有家 B & G 海洋センター	体育館	南島原市西有家町龍石788番地97
	プール	

」

に改める。

別表第 2 中

「

南島原市飯野小学校屋外運動 場夜間照明施設		
南島原市布津小学校第一分校 屋外運動場夜間照明施設		
南島原市布津小学校第二分校 屋外運動場夜間照明施設		

」

を

「

南島原市飯野小学校屋外運動 場夜間照明施設		
--------------------------	--	--

」

に、

「

南島原市深江船津トレーニン グ場		
---------------------	--	--

」

を

「

南島原市深江船津トレーニン グ場		
---------------------	--	--

南島原市布津第一体育館	
南島原市布津第二体育館	
南島原市西有家慈恩寺体育館	
南島原市西有家見岳体育館	
南島原市西有家長野体育館	

に、

南島原市西有家B & G 海洋センター体育館	(1) 12/29～翌年1 / 3 (2) 毎週日曜日 (3) 祝日	9 : 00～ 22 : 00
南島原市加津佐宮原体育館	(1) 12/29～翌年1 / 3 (2) 毎週月曜日 (3) 祝日の翌日	9 : 00～ 22 : 00
南島原市加津佐B & G 海洋センター体育館		
南島原市西有家B & G 海洋センタープール	(1) 10/1～翌年5 / 31 (2) 毎週日曜日 (3) 祝日	9 : 00～ 17 : 00
南島原市西有家見岳プール	(1) 10/1～翌年5 / 31	9 : 00～ 17 : 00

を

南島原市西有家B & G 海洋センター体育館	(1) 12/29～翌年1 / 3 (2) 毎週月曜日 (3) 祝日の翌日	9 : 00～ 22 : 00
南島原市加津佐宮原体育館		
南島原市加津佐B & G 海洋センター体育館		

南島原市西有家B & G海洋センタープール	(1) 10 / 1 ~ 翌年 5 / 31	9 : 00 ~
	(2) 毎週月曜日	17 : 00
	(3) 祝日の翌日	

に改める。

別表第3の2 夜間照明施設の表中

南島原市飯野小学校屋外運動場夜間照明施設	全面 1時間	500円
南島原市布津小学校第一分校屋外運動場夜間照明施設		
南島原市布津小学校第二分校屋外運動場夜間照明施設		

を

南島原市飯野小学校屋外運動場夜間照明施設	全面 1時間	500円
----------------------	--------	------

に改め、別表第3の4 体育館の表中

南島原市深江船津トレーニング場		
-----------------	--	--

を

南島原市深江船津トレーニング場		
南島原市布津第一体育館		
南島原市布津第二体育館		
南島原市西有家慈恩寺体育館		

南島原市西有家見岳体育館
南島原市西有家長野体育館

に改め、別表第3の5 プールの表中

南島原市西有家見岳プール	小人（中学生以下）	無料
南島原市加津佐B & G海洋センタープール		

を

南島原市加津佐B & G海洋センタープール	小人（中学生以下）	無料
-----------------------	-----------	----

に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

南島原市社会体育施設条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新		旧	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
南島原市布津テニスコート	南島原市布津町乙1345番地	南島原市布津テニスコート	南島原市布津町乙1345番地
南島原市布津第一体育館	南島原市布津町甲400番地		
南島原市布津第二体育館	南島原市布津町丙825番地 1		
(略)		(略)	
南島原市飯野小学校屋外運動場夜間照明施設	南島原市布津町丙2365番地	南島原市飯野小学校屋外運動場夜間照明施設	南島原市布津町丙2365番地
		南島原市布津小学校第一分校屋外運動場夜間照明施設	南島原市布津町甲381番地 1
		南島原市布津小学校第二分校屋外運動場夜間照明施設	南島原市布津町丙825番地 1
(略)		(略)	
南島原市有家中学校屋外運動場夜間照明施設	南島原市有家町山川344番地	南島原市有家中学校屋外運動場夜間照明施設	南島原市有家町山川344番地
南島原市西有家慈恩寺体育館	南島原市西有家町慈恩寺1366番地 1		
南島原市西有家見岳体育館	南島原市西有家町見岳1120番地 1		
南島原市西有家長野体育館	南島原市西有家町長野1832番地 1		
南島原市西有家 B & G 海洋センター	南島原市西有家町龍石788番地97	南島原市西有家 B & G 海洋センター	南島原市西有家町龍石788番地97
		南島原市西有家見岳プール	南島原市西有家町見岳1101番地 1
(略)		(略)	
別表第2 (第5条関係)		別表第2 (第5条関係)	

新			旧		
名称	休業日	利用時間	名称	休業日	利用時間
(略)			(略)		
南島原市飯野小学校屋外運動場夜間照明施設			南島原市飯野小学校屋外運動場夜間照明施設		
			南島原市布津小学校第一分校屋外運動場夜間照明施設		
			南島原市布津小学校第二分校屋外運動場夜間照明施設		
(略)			(略)		
南島原市深江船津トレーニング場			南島原市深江船津トレーニング場		
南島原市布津第一体育館					
南島原市布津第二体育館					
南島原市西有家慈恩寺体育館					
南島原市西有家見岳体育館					
南島原市西有家長野体育館					
(略)			(略)		
南島原市西有家B & G海洋センター体育館	(1) 12/29～翌年1/3	9 : 00～22 : 00	南島原市西有家B & G海洋センター体育館	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週日曜日 (3) 祝日	9 : 00～22 : 00
南島原市加津佐宮原体育館	(2) 毎週月曜日		南島原市加津佐宮原体育館	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週月曜日 (3) 祝日の翌日	9 : 00～22 : 00
南島原市加津佐B & G海洋センター体育館	(3) 祝日の翌日		南島原市加津佐B & G海洋センター体育館	(1) 10/1～翌年5/31 (2) 毎週日曜日 (3) 祝日	9 : 00～17 : 00
南島原市西有家B & G海洋センタープール	(1) 10/1～翌年5/31 (2) 毎週月曜日 (3) 祝日の翌日	9 : 00～17 : 00	南島原市西有家B & G海洋センタープール	(1) 10/1～翌年5/31 (2) 毎週日曜日 (3) 祝日	9 : 00～17 : 00
			南島原市西有家見岳プール	(1) 10/1～翌年5/31	9 : 00～17 : 00

新			旧		
(略)			31 00		
別表第3 (第10条、第18条関係)			別表第3 (第10条、第18条関係)		
1 グラウンド			1 グラウンド		
(略)			(略)		
2 夜間照明施設			2 夜間照明施設		
名称	単位	金額	名称	単位	金額
(略)			(略)		
南島原市飯野小学校屋外運動場夜間照明施設	全面 1時間	500円	南島原市飯野小学校屋外運動場夜間照明施設	全面 1時間	500円
			南島原市布津小学校第一分校屋外運動場夜間照明施設		
			南島原市布津小学校第二分校屋外運動場夜間照明施設		
(略)			(略)		
3 テニスコート			3 テニスコート		
(略)			(略)		
4 体育館			4 体育館		
名称	単位	金額	名称	単位	金額
(略)			(略)		
南島原市深江船津トレーニング場			南島原市深江船津トレーニング場		
南島原市布津第一体育館					
南島原市布津第二体育館					
南島原市西有家慈恩寺体育館					
南島原市西有家見岳体育館					

新			旧		
南島原市西有家長野体育館					
(略)			(略)		
5 プール			5 プール		
名称	区分	金額	名称	区分	金額
(略)			(略)		
南島原市加津佐B & G海洋センタープール	小人(中学生以下)	無料	南島原市西有家見岳プール 南島原市加津佐B & G海洋センタープール	小人(中学生以下)	無料
(略)			(略)		
6 武道場			6 武道場		
(略)			(略)		
7 弓道場			7 弓道場		
(略)			(略)		
8 相撲場			8 相撲場		
(略)			(略)		
9 ゲートボール場・グラウンドゴルフ場			9 ゲートボール場・グラウンドゴルフ場		
(略)			(略)		
10 その他の施設			10 その他の施設		
(略)			(略)		
備考			備考		
1 利用時間が1時間未満のときは、1時間とみなす。			1 利用時間が1時間未満のときは、1時間とみなす。		
2 利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。			2 利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。		

新	旧
<p>3 市外者が利用する場合は、この表の額の倍額とする。</p> <p>4 南有馬武道館の冷暖房を利用する場合は、1時間当たり1,000円を加算する。ただし、冷暖房使用料は、免除の対象としない。</p> <p>5 有家総合運動公園多目的芝生広場を入場料を徴収して利用する場合（営利又は営業の宣伝その他これに類する催しを行う場合を含む。）は、昼間の利用については1時間当たり500円、夜間（照明利用時）の利用については1時間当たり5,000円とする。</p>	<p>3 市外者が利用する場合は、この表の額の倍額とする。</p> <p>4 南有馬武道館の冷暖房を利用する場合は、1時間当たり1,000円を加算する。ただし、冷暖房使用料は、免除の対象としない。</p> <p>5 有家総合運動公園多目的芝生広場を入場料を徴収して利用する場合（営利又は営業の宣伝その他これに類する催しを行う場合を含む。）は、昼間の利用については1時間当たり500円、夜間（照明利用時）の利用については1時間当たり5,000円とする。</p>

議案第 2 号

南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

提案理由

南島原市立小学校の統廃合に伴い、所用の改正を行うものである。

平成 2 8 年 1 月 2 2 日提出

南島原市教育委員会
委員長 坂上 三徳

南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例の一部を改正する条例

南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例（平成18年南島原市条例第90号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1 小学校の表南島原市立布津小学校第一分校の項及び南島原市立布津小学校第二分校の項を削り、同表中

「

南島原市立西有家小学校	グラウンド、体育館
南島原市立龍石小学校	グラウンド、体育館
南島原市立慈恩寺小学校	グラウンド、体育館
南島原市立見岳小学校	グラウンド、体育館
南島原市立長野小学校	グラウンド、体育館

」

を

「

南島原市立西有家小学校	グラウンド、体育館
-------------	-----------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新		旧	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
1 小学校		1 小学校	
学校名	開放する学校体育施設の種類	学校名	開放する学校体育施設の種類
(略)		(略)	
南島原市立布津小学校	グラウンド、体育館、プール	南島原市立布津小学校	グラウンド、体育館、プール
		南島原市立布津小学校第一分校	グラウンド、体育館
		南島原市立布津小学校第二分校	グラウンド、体育館
(略)		(略)	
南島原市立西有家小学校	グラウンド、体育館	南島原市立西有家小学校	グラウンド、体育館
		南島原市立龍石小学校	グラウンド、体育館
		南島原市立慈恩寺小学校	グラウンド、体育館
		南島原市立見岳小学校	グラウンド、体育館
		南島原市立長野小学校	グラウンド、体育館
(略)		(略)	
2 中学校		2 中学校	
(略)		(略)	